

重要事項説明書

介護老人保健施設コミュニティホーム八雲のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・法人名 社会福祉法人 溪仁会
- ・施設名 介護老人保健施設コミュニティホーム八雲
- ・開設年月日 平成10年4月28日
- ・所在地 北海道二海郡八雲町栄町13番地1
- ・電話番号 0137-65-2000 FAX番号 0137-63-2085
- ・管理者名 施設長 石川 幸辰
- ・介護保険指定番号 0151580032

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(3) 施設の職員体制

・医師	1人
・看護職員	12人
・薬剤師	
・介護職員(助手含む)	33人
・支援相談員	4人
・リハビリ職員(助手含む)	11人
・管理栄養士	2人
・介護支援専門員	3人
・事務職員	7人

(4) 入所定員等 ・定員 90名

- ・療養室 個室 10室、4人室 20室

(5) 通所定員 55名

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画の立案
- ② 食事(食事は原則として食堂で召し上がっていただきます。)
朝食 7時30分～8時30分
昼食 12時00分～13時00分
夕食 18時00分～19時00分
- ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、

利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)

- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス（理容は原則月2回、美容は不定期に実施します。）

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようしております。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 八雲総合病院
 - ・住 所 二海郡八雲町東雲町50
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 ヤクモ歯科クリニック
 - ・住 所 二海郡八雲町本町174

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みは原則ご遠慮いただきます。
- ・面会時間は午前8時半から午後5時（土日祝日は午後4時半）までとなります。面会時間を遵守し、必ず面会カードへ記入し届け出てください。また、緊急車両の妨げになることから玄関前の駐車はご遠慮いただきます。
- ・外出の際には必ず行き先と帰所日時を職員に届け出て下さい。（外出・外泊届用紙は、サービスステーションにご用意しております。）
- ・施設内及び敷地内での飲酒・喫煙は堅くお断りします。
- ・居室・設備・器具のご利用については本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ・金銭につきましては自己管理禁止とし、施設事務にてお預かりいたします。また、貴重品は持ち込みいただかないようお願いいたします。
- ・ペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
- ・当施設では、異常検知や危険予測、介護記録の自動化等、ご利用者の安全性向上や業務生産性向上を目的とした、見守り機器および電子介護記録システムを使用しております。これらの機器等においては、ご利用者のプライバシーに十分に配慮されたうえで、顔認証・体動・心拍・呼吸・体温・排泄等をセンサー観測する設計となっておりますが、当施設のサービス提供に必要な不可欠なものとなりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い致します。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、自動火災報知機、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉、消火器、屋内消火栓、非常通報装置、漏電報知器、カーテン布団等は防火性のあるものを使用しています。
- ・防災訓練 年2回

6. サービス利用にあたっての禁止事項

- ①営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動。
- ②職員に対する暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ③パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
(パワーハラスメント例)
 - ・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く、服を引きちぎる 等。
 - ・怒鳴る、奇声、大声、恫喝、威圧的な態度、理不尽な要求 等。(セクシャルハラスメント例)
 - ・必要もなく体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話をする、手を握る 等。
- ④無断で職員の写真や動画を撮影すること、また、無断で録音等を行うこと。
- ⑤その他前各号に準ずる行為。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話0137-65-2000)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設に備えつけられた「投書箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

当事業所以外に、八雲町役場・国民健康保険団体連合会等の相談・苦情窓口、および当法人の第三者委員に苦情を伝えることができます。

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 1 八雲町役場保健福祉課介護保険係 | 0137-64-2111 |
| 2 北海道国民健康保険団体連合会 | 011-231-5161 |
| 3 北海道福祉サービス運営適正化委員会 | 011-204-6310 |
| 4 奥田 龍人 (第三者委員 NPO 法人シーズネット) | 011-717-6001 |
| 5 大能 文昭 (第三者委員 札幌市中央区社会福祉協議会) | 011-281-6113 |

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の概要

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室(機能訓練室)にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本サービス費

※基本サービス費は基本型老健と在宅強化型老健の2種類があり、国が定めた基準の適合条件により、基本サービス費が月々で変わることがあります。また、下記料金は1日あたりの1割負担の料金になります。2割及び3割負担対象者は下記料金に2または3を乗じた額の料金となります。

【基本型老人保健施設】

<多床室>

・要支援1	6 1 3 円
・要支援2	7 7 4 円
・要介護1	8 3 0 円
・要介護2	8 8 0 円
・要介護3	9 4 4 円
・要介護4	9 9 7 円
・要介護5	1, 0 5 2 円

<個室>

・要支援1	5 7 9 円
・要支援2	7 2 6 円
・要介護1	7 5 3 円
・要介護2	8 0 1 円
・要介護3	8 6 4 円
・要介護4	9 1 8 円
・要介護5	9 7 1 円

【在宅強化型老人保健施設】

〈多床室〉

・要支援1	672円
・要支援2	834円
・要介護1	902円
・要介護2	979円
・要介護3	1,044円
・要介護4	1,102円
・要介護5	1,161円

〈個室〉

・要支援1	632円
・要支援2	778円
・要介護1	819円
・要介護2	893円
・要介護3	958円
・要介護4	1,017円
・要介護5	1,074円

(2) 加算料金

① サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円/日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円/日
② 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ・Ⅱ	51円/日
③ 口腔連携強化加算	50円/日
④ 夜勤体制加算	24円/日
⑤ 個別リハビリテーション実施加算	240円/日
⑥ 送迎加算	184円/回
⑦ 療養食加算（一食ごと）	8円/回
⑧ 緊急時施設療養費	518円/日
⑨ 若年性認知症利用者受入加算	120円/日
⑩ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日
⑪ 緊急短期入所受入加算	90円/日
⑫ 重度療養管理加算	120円/日
⑬ 総合医学管理加算	275円/日
⑭ 生産性向上推進体制加算Ⅰ	100円/月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円/月
⑮ 介護職員処遇改善加算（基本サービス費×日数+加算合計）×3.9%/月	
⑯ 介護職員等特定処遇改善加算（基本サービス費×日数+加算合計）×2.1%/月	
⑰ 介護職員等ベースアップ等支援加算（基本サービス費×日数+加算合計）×0.8%/月	

※令和6年6月より上記⑮⑯⑰に代えて下記に変更となります。

⑱ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（基本サービス費×日数+加算合計）×7.5%/月	
--	--

(3) その他の料金

① 食費（1日当たり）	1,445円
② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）	
・従来型個室	1,668円
・多床室	377円

※令和6年8月より上記②が下記に変更となります。

・従来型個室	1,728円
・多床室	437円

（ただし、食費・居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費・居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく上限となります。）

- ③ 特別な室料（個室1日当たり） 510円
- ④ 理美容代 実費（2,000円～8,000円程度）
- ⑤ その他（日常生活品費、教養娯楽費等）は、別紙3にてご同意頂きご利用となります。

(4) 支払い方法

- ・毎月10日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。入所契約時にお選びください。